

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

本計画を推進するため、関係機関や民間団体、行政機関、市民の代表で構成された「藤沢市自殺対策協議会」を設置し、「ふじさわ自殺対策計画」の推進や目標の達成状況、施策等について意見を求めるとともに、委員間の情報共有、連携の強化を図ります。

また、自殺対策の推進において、全ての市職員が、「自殺はその多くが追い込まれた末の死である」ことを理解し、本市の自殺の実態についての認識を共有することが重要であることから、市長をトップとした各部等の長で構成する「政策会議」に報告するとともに、庁内の横断的な推進体制を強化します。

(2) 進行管理

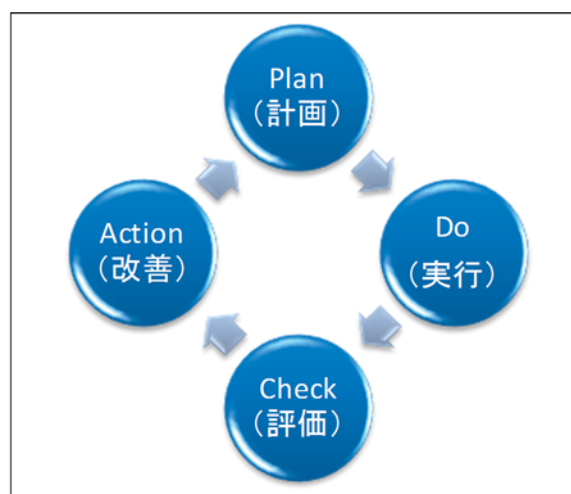
ア 「藤沢市自殺対策協議会」において、計画の推進状況や目標の達成状況等について、協議を行い、その結果を施策に反映します。

イ 「藤沢市自殺対策推進会議」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況や課題を共有します。

ウ 「藤沢市自殺対策庁内連絡会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況を確認し、課題を抽出します。

また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

図表 4-1 計画の進行管理



2 自殺対策組織の関係図

図表 4-2 藤沢市自殺対策推進体制

